

生活環境部の「運営方針と目標」（平成 24 年度）

生活環境部長 竹内 富士夫

生活環境部調整担当部長 山口 亮三

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ・生活環境・住環境を守り、地域の特性を生かした快適なコミュニティの形成や、NPO等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興や安全安心のまちづくりなど、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。
- ・商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。
- ・消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課、安全安心課の5課で構成され、①市民活動の支援、芸術文化の振興、②環境保全・公害防止の施策の推進、③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進、⑤安全で安心なまちづくりの推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

2 部の経営資源（平成 24 年 4 月 1 日現在）

① 職員数

職員数

生活環境部職員 52 人

職員比率（正規職員）生活環境部 52 人 / 市職員 1,016 人 職員比率 約 5.1%

② 予算規模

予算規模

平成24年度生活環境部予算額

一般会計 5,373,786,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

・協働型まちづくりの推進とコミュニティ創生及び芸術文化の推進

コミュニティを基調とした防災・環境保全などのあらゆる分野の市民活動を支援し、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進するとともに、これまでのコミュニティ再生の取り組みを基礎として、地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決するあり方をめざすコミュニティ創生の取り組みを進めます。

また、芸術文化の振興を目標に「文化の薫り高い三鷹」をめざし、まち全体が活性化する協働型まちづくり・芸術文化のまちづくりを推進します。

・環境保全の推進

環境問題は公害問題から地球温暖化などの地球環境問題まで複雑で多様化しています。こうした中、新たに策定した環境基本計画 2022 に基づき、持続可能な社会の形成に向け、省エネルギー対策や新エネルギー（再生可能エネルギー）の利用拡大などに取り組むとともに、「サステナブル都市三鷹」の実現に向け、市独自のサステナブル都市の方向性と政策を検討します。

また、市庁舎や公共施設で実施している環境マネジメントシステムの取り組みを進めるとともに、公害発生の原因となる各種発生源対策の強化や監視測定、指導体制等を一層整備していきます。

さらに、東日本大震災による原子力発電所の事故に伴う放射線に関する情報の提供を国・東京都へ要請するとともに、定点や公共施設等での空間放射線量を測定するなど、状況に応じた市独自の対応を進めます。

・ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

ごみ処理総合計画 2015（改定）に基づき、市民・事業者と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なごみの減量・資源化を推進します。また、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（資源の再使用）、リサイクル（再生利用）の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりに努めます。

・産業振興と生活者支援

新たに策定した産業振興計画 2022 に基づき、昨今の厳しい景気動向や東日本大震災の景気への影響等を考慮し、セーフティーネット保証制度や東日本大震災復興緊急保証制度の認定事務を適正に実施するとともに、市民へのセーフティーネット施策の強化として、緊急不況対策・緊急雇用創出事業の継続実施など、雇用確保や就労支援に努めます。消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に進めます。

また、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働で S O H O 事業者を含めた価値創造都市型産業の振興及び都市農業の環境変化に対応し、農業者、市民、市が協働で「農のあるまちづくり」の推進を図るとともに、産業観光の取り組みなど観光と産業の連携や買物支援の取り組みの充実を進め、にぎわいの創造を推進します。

・安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進め、安全安心パトロール車によるパトロールの強化を図るなど、総合的な安全安心体制を充実させることにより、安全安心のまちづくりを市民・事業者・警察等関係機関と協働で推進します。

個別事業とその目標

1 コミュニティ創生のあり方に関する研究と新たな事業の推進

(コミュニティ文化課) <「施政方針」掲載事業>

コミュニティ創生のあり方に関する調査・研究に係る助言者を新たに置き、生活環境部及び健康福祉部を中心に再編した庁内プロジェクト・チームと連動させながら、三鷹まちづくり総合研究所の「コミュニティ創生研究会」報告書の内容を踏まえて、研究を進めます。また、地域ケアネットワーク推進事業の全市展開、災害時要援護者支援事業とがんばる地域応援プロジェクトとの連携、買い物環境の整備に向けた取り組みを進めるとともに、町会・自治会及びNPO等市民活動団体への活動支援の方策を検討します。

(目標指標：庁内プロジェクト・チームによる報告書を作成します。)

2 地域自治組織の活性化支援 (コミュニティ文化課) <「施政方針」掲載事業>

地域自治組織から好事例となる事業を公募し、学識経験者等で組織する選考委員会の選考を経て助成対象事業を選定します。選定した事業については、助成金の交付に加え、広報紙等を通じて公表・顕彰し、冊子として取りまとめます。また、これらの好事例の発表会を兼ねた地域自治組織全体の懇談会・交流会を開催し、組織同士の情報交流・他の組織への事業普及等により、地域の活性化を図ります。

さらに、従来のがんばる地域応援プロジェクトの助成対象事業に加えて、健康福祉部所管の災害時要援護者支援事業との連携による事業を本格実施します。

(目標指標：応募件数 17 件、選定・公表件数 17 件、そのうち地域自治組織とNPO等市民活動団体との連携、協働事業は応募数 3 件、発表会・交流会参加人数 100 人をめざし、PRのための冊子を作成します。)

3 買物環境の整備及び商店会の維持・振興 (生活経済課) <「施政方針」掲載事業>

三鷹市商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例に基づき、引き続き買物支援と商店街の賑わいづくりのモデル事業を実施します。また、商店会連合会と商工会が実施する市内共通商品券事業への支援を行い、賑わいと交流の場の創出、商店会の組織強化、さらには消費者の利便性の向上を図ることで商店街の活性化を推進します。

(目標指標：モデル事業の実施地域の増加をめざします。モデル事業の実施を通して、継続可能な事業の仕組みを検討します。市内共通商品券事業への大型店・チェーン店を含む多様な事業者の参加及び地域の商店会・商店会連合会・商工会の会員増加をめざします。)

4 公会堂の整備及び公会堂別館建替え事業の推進【行革推進事業】

(コミュニティ文化課) <「施政方針」掲載事業>

平成 23 年度に着工した公会堂の耐震補強及び内外装等のリニューアル並びに公会堂別館の建替え事業は、平成 25 年 1 月を目途に完了させ、施設機能の拡充

及び施設利用者の利便性向上を図ります。バリアフリー化については、公会堂別館のエレベーターを利用することで、公会堂ホワイエへのアクセスを容易にするほか、公会堂正面玄関にエスカレーターを設置します。

また、公会堂と公会堂別館のオープンに伴い、使用料を見直すこととし、条例改正を行います。公会堂ホールと別館を含めた全体の呼称については、公募により秋以降愛称を決定し、平成 25 年 3 月にオープンします。

(目標指標：平成 22 年 12 月に取得した評定に基づく実施設計に従い平成 25 年 1 月を目途に公会堂の耐震改修工事、内装等のリニューアル及び別館の建替え工事を完了し、3 月にオープンします。)

5 都市型産業誘致事業の推進（生活経済課）〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市都市型産業誘致条例に基づき、市内への優良企業の立地を促進するため、平成 23 年度に実施した約 3,000 社の事業者に対する三鷹市への進出意向等のアンケートをもとに企業誘致に向けた検討を進め、地域経済の活性化や雇用の創出を図ります。あわせて、条例適用外の SOHO 事業者等についての立地支援策等についても検討します。

また、金融機関、不動産事業者などを中心とした、誘致のためのネットワークづくりを検討します。

(目標指標：指定企業及び指定誘致協働事業者の指定を各 2 件めざします。)

6 「サステナブル都市三鷹」の実現に向けた研究の推進

(環境政策課) 〈「施政方針」掲載事業〉

「サステナブル都市三鷹」の実現に向け、平成 23 年度に三鷹まちづくり総合研究所「サステナブル都市三鷹研究会」のメンバーを中心とした「サステナブル都市政策検討チーム」を再編し、平成 24・25 年度の 2 年間で「環境保全」「緑・農地の保全」「経済発展」「社会・文化」「交通・エネルギー」の 5 つの視点を統合的に包含した、市独自のサステナブル政策の検討を行います。

平成 24 年度は、11 月に第 1 次報告を行います。

(目標指標：「サステナブル都市政策検討チーム」を編成し、検討会を開催し 11 月に第 1 次報告を行います。)

7 廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の改正とごみの減量・資源化の推進（ごみ対策課）〈「施政方針」掲載事業〉

さらなるごみの減量・資源化に向けて、引き続き、ごみ量の分析・検証を行い、広報等で公開するとともに、パトロールによるごみの出し方指導や市民・事業者との協働によるキャンペーン等の啓発活動を実施し、一層のごみ減量・資源化を進めます。また、行政収集に出された資源物の持ち去りを防止するため、「廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を改正し、適切な資源化を図ります。

ごみ処理総合計画 2015（改定）に基づき、ごみ減量等推進会議に研究部会として「みたか 530（ゴミゼロ）プロジェクト・チーム」を設置し、レジ袋削減やマイバッグ使用の促進など、ごみの発生抑制に向けた取り組みを進めます。

(目標指標：市民参加により、引き続きごみ減量キャンペーン等を 4 回実施し、ごみ減量・資源化に関する情報を公開します。資源物の持ち去り防止のため、条例改正を行い、適切な資源化を図ります。ごみ減量等推進会議においてプロジェクト・チームを発足し、ごみの発生抑制に向けた取り組みを進めます。可燃ごみと不燃ごみの合計で平成 23 年度比 1 % 減量をめざします。)

8 環境センターの安全な運営・閉鎖と新ごみ処理施設の整備

(ごみ対策課) <「施政方針」掲載事業>

調布市と共同で整備している新ごみ処理施設について、平成 25 年度の本格稼働に向けて施設建設工事を推進するとともに、ごみ焼却炉等の試運転を開始します。また、新ごみ処理施設の稼働にあわせて、地域住民の健康や安全の確保及び地域の生活環境の保全を目的とする「環境保全に関する協定書」の締結に向け、引き続き周辺自治会等とともに検討を進めます。

新ごみ処理施設の稼働により、三鷹市環境センターの運転を平成 24 年度中に停止します。運転期間中は、必要に応じた補修を行い、安全で安定的な運営を図るとともに、平成 25 年度以降の安全な閉鎖に向け、施設洗浄工事の実施設計を行います。

(目標指標：新ごみ処理施設の建設を推進するとともに試運転を実施し、平成 25 年度の本格稼働をめざします。また、新ごみ処理施設稼働まで、三鷹市環境センターの安全で安定した運転に努め、焼却施設の停止後は、施設洗浄工事に向け、実施設計を行います。)

9 緊急不況対策・緊急雇用創出事業の充実(生活経済課)<「施政方針」掲載事業>

長引く景気低迷や東日本大震災の景気への影響等を考慮し、中小企業等融資事業などの充実を図り、市内中小企業者の経営を支援します。また、国の交付金を基に東京都が創設した、緊急雇用創出事業臨時特例基金や国の雇用関連事業の活用及び関係機関との連携による労働行政の充実等を通じて、市民の就労を支援します。

(目標指標：市の中小企業等融資事業の融資決定件数 300 件、緊急雇用創出事業臨時特例基金による新規雇用人数 58 人、就職面接会による就職者数 40 人、就職支援セミナー等参加者数 450 人をめざします。)

10 安全安心まちづくり事業の普及拡大(安全安心課)<「施政方針」掲載事業>

安全安心の取り組みの成果は、刑法犯罪発生件数の減少として表れてきています。引き続き生活安全推進協議会での協議を進め、さらなる事業の展開を図るため、安全安心・市民協働パトロールをさらに拡充し、各パトロール団体の課題である後継者育成や世代交代に取り組むとともに、新たな若い世代の防犯活動への参加を推進します。

また、子どもの安全対策として、子ども自身の防犯能力向上に有効な地域安全マップづくりや、安全安心メールの普及・拡大を図ります。

犯罪の抑止と地域の防犯力向上を目的に、市内に点在する落書きの消去活動を、町会・自治会や各団体及び警察等と協働で実施するとともに、近年、増加傾向にある老朽危険家屋(空き家)対策として、防犯・防災・環境衛生の観点から関係部署や機関と連携して取り組み、安全安心のまちづくりを推進します。

(目標指標：安全安心・市民協働パトロール員数 2,500 人、安全安心メール登録者数 18,500 人、落書き消去活動の実施、犯罪発生件数 3%減をめざします。)

11 SOHO集積強化事業の推進(生活経済課)<「施政方針」掲載事業>

SOHO事業者の集積をより一層推進していくために、(株)まちづくり三鷹などの関連団体と協働で、SOHO集積強化推進委員会を立ち上げ、既存施設の有効的な活用方法や、民間事業者による施設整備の促進策など、事業者の集積のための具体的な施策を検討するとともに、施設整備費への助成や、将来インキュベーションマネージャーとして活躍が期待できる人財の発掘及び育成を行います。

す。また、従来からのコミュニティビジネスサロンの運営やSOHOフェスタへの支援も一体の事業として実施します。

(目標指標：推進委員会開催回数 年3回、インキュベーションマネージャー育成 2人、コミュニティビジネスサロン利用実績 のべ7,000人、SOHOフェスタ来場者数 500人、整備支援施設 4か所をめざします。)

12 コミュニティ・センター等の電力供給事業者の見直し

【行革推進事業】(コミュニティ文化課)

コミュニティ・センター等において、一般電気事業者(東京電力(株))との間で随意契約により取り交わしてきた電力供給契約について、PPS(特定規模電気事業者)と契約することに改め、電気料金の経費節減を図ります。

(目標指標：東京電力(株)の料金体系と比較し、3.1%の経費削減(約116万円)をめざします。)